

# ユニット型特別養護老人ホーム愛和苑料金表(R7.4～)

## 1割負担

第1段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	670	740	815	886	955
2.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅱ)	18	18	18	18	18
3.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (食事代)	300	300	300	300	300
5.自己負担金 (居住費)	880	880	880	880	880
6.合計 (1+2+3+4+5)	1,874	1,944	2,019	2,090	2,159
月額利用料(31日計算)	58,094	60,264	62,589	64,790	66,929

第2段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	670	740	815	886	955
2.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅱ)	18	18	18	18	18
3.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (食事代)	390	390	390	390	390
5.自己負担金 (居住費)	880	880	880	880	880
6.合計 (1+2+3+4+5)	1,964	2,034	2,109	2,180	2,249
月額利用料(31日計算)	60,884	63,054	65,379	67,580	69,719

第3段階①	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	670	740	815	886	955
2.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅱ)	18	18	18	18	18
3.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (食事代)	650	650	650	650	650
5.自己負担金 (居住費)	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
6.合計 (1+2+3+4+5)	2,714	2,784	2,859	2,930	2,999
月額利用料(31日計算)	84,134	86,304	88,629	90,830	92,969

第3段階②	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	670	740	815	886	955
2.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅱ)	18	18	18	18	18
3.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (食事代)	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
5.自己負担金 (居住費)	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
6.合計 (1+2+3+4+5)	3,424	3,494	3,569	3,640	3,709
月額利用料(31日計算)	106,144	108,314	110,639	112,840	114,979

第4段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	670	740	815	886	955
2.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅱ)	18	18	18	18	18
3.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (食事代)	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
5.自己負担金 (居住費)	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
6.合計 (1+2+3+4+5)	4,205	4,275	4,350	4,421	4,490
月額利用料(31日計算)	130,355	132,525	134,850	137,051	139,190

- ※科学的介護推進体制加算Ⅱ(50単位/月)が加算されます。
- ※褥瘡マネジメント加算Ⅱ(13単位/月)が加算されます。
- ※栄養マネジメント強化加算(11単位/日)が加算されます。
- ※生産性向上推進体制加算Ⅱ(10単位/月)が加算されます。
- ※ADL維持等加算Ⅰ(30単位/月)が加算されます。
- ※介護職員等処遇改善加算Ⅱ(総介護報酬単位数に1000分の136に相当する単位数)が加算されます。
- ※1生活費(食費・居住費)のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分(段階):課税区分(世帯全員)	対象者
第1段階:市町村民税非課税 (食費300円・居住費820円/日)	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階:市町村民税非課税 (食費390円・居住費820円/日)	預貯金額が単身650万円以下、夫婦1650万円以下の方で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階①:市町村民税非課税 (食費650円・居住費1310円/日)	預貯金額が単身550万円以下、夫婦1550万円以下の方で課税年金収入額と合計所得金額が80万円超120万円以下の方
第3段階②:市町村民税非課税 (食費1360円・居住費1310円/日)	預貯金額が単身500万円以下、夫婦1500万円以下の方で課税年金収入額と合計所得金額が120万円超の方
第4段階:市町村民税課税 (食費1445円・居住費2006円/日)	上記対象条件以外の方

※2減額の手続き等の詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。

◎加算項目及び利用者負担額(1日あたり)

※3要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。

加算項目	加算概要(条件)
初期加算(加算料金/日)30円	入居日から30日に限って加算。また、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象となります。
入院・外泊時費用(加算料金/日)246円 (対象者のみ)	病院等への入院、自宅へ外泊した場合、月6日を限度として一部(自己)負担額がこの金額に変更となります。ただし、7日目以降の自己負担はありません。
サービス提供体制強化加算Ⅲ(加算料金/日)	看護職員・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上

## ユニット型特別養護老人ホーム愛和苑料金表(R7.4～)

### 2割負担

第4段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	1340	1480	1630	1772	1,910
2.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅱ)	36	36	36	36	36
3.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	12	12	12	12	12
4.自己負担金 (食事代)	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
5.自己負担金 (居住費)	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
6.合計 (1+2+3+4+5)	4,899	5,039	5,189	5,331	5,469
月額利用料(31日計算)	151,869	156,209	160,859	165,261	169,539

### 3割負担

第4段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	2010	2220	2445	2658	2,865
2.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅱ)	54	54	54	54	54
3.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	18	18	18	18	18
4.自己負担金 (食事代)	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
5.自己負担金 (居住費)	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
6.合計 (1+2+3+4+5)	5,593	5,803	6,028	6,241	6,448
月額利用料(31日計算)	173,383	179,893	186,868	193,471	199,888

- ※科学的介護推進体制加算Ⅱ(50単位/月)が加算されます。  
 ※褥瘡マネジメント加算Ⅱ(13単位/月)が加算されます。  
 ※栄養マネジメント強化加算(11単位/日)が加算されます。  
 ※生産性向上推進体制加算Ⅱ(10単位/月)が加算されます。  
 ※ADL維持等加算Ⅰ(30単位/月)が加算されます。  
 ※介護職員等処遇改善加算Ⅱ(総介護報酬単位数に1000分の136に相当する単位数)が加算されます。  
 ※1生活費(食費・居住費)のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分(段階):課税区分(世帯全員)	対象者
第1段階:市町村民税非課税 (食費300円・居住費820円/日)	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階:市町村民税非課税 (食費390円・居住費820円/日)	預貯金額が単身650万円以下、夫婦1650万円以下の方で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階①:市町村民税非課税 (食費650円・居住費1310円/日)	預貯金額が単身550万円以下、夫婦1550万円以下の方で課税年金収入額と合計所得金額が80万円超120万円以下の方
第3段階②:市町村民税非課税 (食費1360円・居住費1310円/日)	預貯金額が単身500万円以下、夫婦1500万円以下の方で課税年金収入額と合計所得金額が120万円超の方
第4段階:市町村民税課税 (食費1445円・居住費2006円/日)	上記対象条件以外の方

※2減額の手続き等の詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。

◎加算項目及び利用者負担額(1日あたり)

※3要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。

加算項目	加算概要(条件)
初期加算(加算料金/日)30円	入居日から30日に限って加算。また、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象となります。
入院・外泊時費用(加算料金/日)246円 (対象者のみ)	病院等への入院、自宅へ外泊した場合、月6日を限度として一部(自己)負担額がこの金額に変更となります。ただし、7日目以降の自己負担はありません。
サービス提供体制強化加算Ⅲ(加算料金/日)	看護職員・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上